

山鹿市条例第 2 2 号

山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例

山鹿市附属機関設置条例（令和 2 年山鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 号の表歴史的風致維持向上計画協議会の項の次に次のように加える。

まちなかグランドデザイン 策定協議会	まちなかグランドデザインの策定に関し必要な事項について協議すること。
-----------------------	------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。